

南長崎中央公園（仮称）設計検討会議設置要綱

平成21年4月1日
施設管理部長決裁

（設置）

第1条 （仮称）南長崎中央公園（以下「南長崎中央公園」という。）の整備にあたり、区民にとって利便性の高い公園を実現するため、区民の視点からの意見を広く聴取し、計画に反映させるため、南長崎中央公園（仮称）設計検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討会議は以下に掲げる事項を所掌する。

- (1) 南長崎中央公園の屋内スポーツ施設の機能、設備に関すること
- (2) 南長崎中央公園の屋外施設の機能、設備に関すること
- (3) その他、検討会議が必要と認めること

（構成）

第3条 検討会議は、委員20名以内をもって構成する。

2. 検討会議は、次の各号に掲げる者により構成し、区職員以外は区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 関係団体 11名以内
- (3) 公募区民 3名以内
- (4) 設計業務受託事業者 1名以内
- (5) 区職員 防災課長、学習スポーツ課長、公園緑地課長、施設計画課長

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

（座長及び副座長）

第5条 検討会議に座長及び副座長を置く。

2. 座長、副座長は、学識経験者の中から区長が選任する。
3. 座長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
4. 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときにはその職務を代理する。

（報告）

第6条 所掌事項についての検討結果は、区長に報告するものとする。

（庶務）

第7条 検討会議の庶務は、施設管理部施設計画課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に座長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。